

令和8年度 E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という。）は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内でE-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するE-マウンテンバイク導入・活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「E-マウンテンバイク」とは、悪路走行に適した構造を持つマウンテンバイクであり、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するとともに、同規則第39条の3に規定する国家公安委員会の型式認定を受けた駆動補助機付自転車という。

(補助対象事業者)

第3条 原則として、県内でE-マウンテンバイクを用いたツアー造成、イベント開催等を行っている、又は予定している以下の者とする。

- (1) 県内市町（観光協会等の外郭団体、関係団体を含む）
- (2) 県内に本社又は事業所を有する法人

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による営業許可を受けた者
- (3) 県税に未納がある者

(補助要件)

第4条 補助要件（補助対象経費、補助対象車両、補助率）は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付の上、会長宛に提出しなければならない。ただし、市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を經由して提出しなければならない。その場合の担当部署は、別表2のとおりとする。

- (1) 誓約書（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第1-2号）
- (3) 収支予算書（様式第1-3号）
- (4) その他付属資料

(補助金の交付決定)

第6条 愛媛県自転車新文化推進協会会長（以下「会長」という。）は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助決定事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金変更等承認申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を經由して提出しなければならない。その場合の担当部署は、別表2のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更は除く。）

- (2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止
- 2 会長は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までにE-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書(様式第3号)に次の関係書類を添付の上、会長に提出しなければならない。ただし、市町以外が申請主体となる場合は、所在地を管轄する市町を経由して提出しなければならない。その場合の担当部署は、別表2のとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第3-1号)
- (2) 収支決算書(様式第3-2号)
- (3) 導入状況が分かる書類(自転車防犯登録カードの写し、自転車損害賠償保険等の加入が確認できる書類の写し、写真、E-マウンテンバイクを活用したツアー概要等)
- (4) イベント開催に関する実施報告書、参加者名簿、写真、チラシ等の資料
- (5) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金精算払請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 会長は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助決定事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金概算払請求書(様式第5号)に關係書類を添付の上、会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 会長は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく会長の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助事業者(その役員を含む。)が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合
- 2 前項の規定は、第9条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 会長は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 会長は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

2 会長は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(取得財産等の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、令和 8 年度 E-マウンテンバイク導入・活用支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（様式第 6 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は増加価格が 10 万円未満の取得財産等については、この限りでない。

3 前項の場合において、補助事業者が市町以外であるときは、所在地を管轄する市町を経由して提出しなければならない。この場合における担当部署は、別表 2 のとおりとする。

4 会長は、第 2 項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を協会に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	E-マウンテンバイクの導入及び活用を行う以下の経費が対象。 (1) E-マウンテンバイク購入経費(防犯登録費用、付属品、TS マーク付帯保険加入費等を含む)※補助上限額:200千円/台 ----- (2)以下の要件をすべて満たす、E-マウンテンバイクを活用したイベント経費 ア 広く一般に開かれたイベントであり、主に県内で実施されるイベントであること。 イ E-マウンテンバイクでの走行が可能なコース、クラスがあるイベントであること。 ※補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。
補助対象車両	以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)国家公安委員会(警察庁)において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品等、道路交通法の基準に適合したものとする。 (2)TS マーク付帯保険または、自転車損害賠償保険に加入するものとする。 (3)「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号) 第 12 条第 3 項」に基づき、愛媛県公安委員会より実施団体として指定を受けた、(公社)愛媛県防犯協会連合会、愛媛県自転車商協同組合が防犯登録業務を委託する、自転車販売店で防犯登録をおこなうものとする。 (4)自転車納品日が交付決定日から令和 8 年 2 月 27 日までの車両であること。
補助率	対象経費の 2 分の 1 以内
補助上限額	2, 0 0 0 千円以内(1 市町、事業者あたり)

別表 2 (第 5 条関係)

市町名	担当部署	住所	電話番号
松山市	都市・交通計画課	〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2	089-948-6836
今治市	サイクルシティ推進課	〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1	0898-36-1547
宇和島市	商工観光課 観光係	〒798-8601 宇和島市曙町 1 番地	0895-49-7023
八幡浜市	商工観光課	〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号	0894-22-3101
新居浜市	総合政策課	〒792-0025 新居浜市一宮町 1 丁目 5-1	0897-65-1210
西条市	観光振興課	〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地	0897-52-1690
大洲市	商工観光課	〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の 1	0893-24-1717
伊予市	商工観光課	〒799-3113 伊予市米湊 820 番地	089-982-1120
四国中央市	公共交通課	〒799-0497 四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	0896-28-6138
西予市	経済振興課	〒797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1	0894-62-6408
東温市	地域活力創出課	〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1	089-964-4414
上島町	観光戦略課 サイクルツーリズム係	〒794-2506 越智郡上島町弓削下弓削 1037-2	0897-77-2252
久万高原町	まちづくり戦略課 観光振興係	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1116
松前町	財政課	〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631 番地	089-985-4103
砥部町	商工観光課	〒791-2195 伊予郡砥部町宮内 1392 番地	089-962-7288
内子町	町並・地域振興課	〒791-3392 喜多郡内子町内子 1515 番地	0893-44-2118
伊方町	観光商工課 観光商工係	〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1	0894-38-2657
松野町	ふるさと創生課	〒798-2192 北宇和郡松野町大字松丸 343 番地	0895-42-1116
鬼北町	企画振興課 地域活力創出係	〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1	0895-45-1111
愛南町	商工観光課	〒798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地	0895-72-7315